参考資料

自転車等駐車対策協議会
関　係　条　例　等

資料１　伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例
〔1 頁～〕

資料２　伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例施行規則
〔9 頁～〕

資料３　伊勢市自転車等駐車対策協議会規則
〔23 頁～〕

資料４　自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
〔25 頁～〕

○伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例

平成25年７月10日

条例第19号

（目的）

第１条　この条例は、公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、通行機能の確保及び市民生活の安全を図るとともに、良好な都市環境を保持することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　自転車　道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第11号の２に規定する自転車をいう。

(2)　原動機付自転車　道路交通法第２条第１項第10号に規定する原動機付自転車をいう。

(3)　自転車等　自転車又は原動機付自転車をいう。

(4)　自転車等駐車場　一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。

(5)　公共の場所　道路、公園、広場その他公共の用に供する場所で、自転車等駐車場以外の場所をいう。

(6)　利用者等　利用者又は所有者をいう。

(7)　放置　公共の場所において、自転車等の利用者等が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態（市が設置した自転車等駐車場において規則で定める期間、継続して置かれている場合を含む。）にあることをいう。

(8)　道路管理者　道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項に規定する道路管理者をいう。

（市の責務）

第３条　市は、第１条の目的を達成するため、自転車等の駐車対策の総合的推進に努めるとともに、公共の場所における自転車等の放置の防止に係る施策を実施するよう努めなければならない。

（道路管理者の責務）

第４条　道路管理者は、前条の市が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

（鉄道事業者等の責務）

第５条　鉄道事業者及び一般旅客自動車運送事業者は、旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設置するよう努めるとともに、第３条の市が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

２　公共施設、商業施設、娯楽施設等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者又は管理者は、その施設の利用のために必要な自転車等駐車場を設置するよう努めるとともに、第３条の市が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

（利用者等の責務）

第６条　自転車等の利用者等は、公共の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。

２　自転車の所有者は、その所有する自転車に三重県公安委員会が指定する者の行う防犯登録（以下「防犯登録」という。）を受けなければならない。

３　自転車等の利用者等は、第３条の市が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

（自転車小売業者の責務）

第７条　自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たり、防犯登録の勧奨に努めるとともに、第３条の市が実施する施策に協力しなければならない。

（禁止区域の指定等）

第８条　市長は、公共の場所において、特に自転車等の放置を防止する必要があると認める区域を自転車等放置禁止区域（以下「禁止区域」という。）に指定することができる。

２　市長は、前項の禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ第19条に規定する伊勢市自転車等駐車対策協議会の意見を聴くものとする。

３　市長は、前２項の規定により禁止区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

（禁止区域の変更等）

第９条　市長は、必要があると認めるときは、禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

２　前条第２項及び第３項の規定は、前項の規定により、禁止区域を変更し、又はその指定を解除した場合について準用する。

（放置禁止）

第10条　何人も、禁止区域に自転車等を放置してはならない。

（禁止区域の放置自転車等の措置）

第11条　市長は、禁止区域に自転車等を放置し、又は放置しようとする当該自転車等の利用者等に対して、自転車等駐車場その他適当な場所に移動するよう命ずることができる。

２　市長は、禁止区域に自転車等が放置されているときは、当該自転車等を直ちに撤去することができる。

（禁止区域外の放置自転車等の措置）

第12条　市長は、自転車等の放置により良好な都市環境が阻害されていると認めるときは、禁止区域外の公共の場所に自転車等を放置した当該自転車等の利用者等に対して、当該自転車等を自転車等駐車場その他適当な場所に移動するよう指導することができる。

２　市長は、前項の規定による指導を受けた者がこれに従わず、規則で定める期間を超えて自転車等を放置していると認めるときは、その自転車等を撤去することができる。

（自転車等駐車場に放置されている自転車等の措置）

第13条　市長は、市が設置した自転車等駐車場に自転車等が放置され、自転車等駐車場の管理に支障があると認めたときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を移動するよう指導することができる。

２　市長は、前項の規定による指導を受けた者がこれに従わず、規則で定める期間を超えて自転車等を放置していると認めるときは、その自転車等を撤去することができる。

（撤去した自転車等の保管等）

第14条　市長は、第11条第２項、第12条第２項又は前条第２項の規定により自転車等を撤去したときは、その自転車等を保管するものとする。ただし、当該自転車等が明らかにその機能を喪失していると認めるときは、廃棄することができる。

２　市長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、速やかにその保管した自転車等（以下「保管自転車等」という。）の保管場所その他規則で定める事項を告示するものとする。

（保管自転車等の利用者等の確認等）

第15条　市長は、保管自転車等をその利用者等に返還するため、当該保管自転車等の利用者等について確認する等の必要な措置を講じなければならない。

２　市長は、保管自転車等の利用者等を確認したときは、その利用者等に対し、保管自転車等の返還を受けるよう通知するものとする。

（保管自転車等の返還）

第16条　保管自転車等の利用者等は、前条第２項の規定による通知を受けたときは速やかに保管自転車等の返還を受けなければならない。

（保管自転車等の措置）

第17条　市長は、第14条第２項の規定により、告示した日から規則で定める期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、当該保管自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該保管自転車等につき買受人がないとき又は売却することができないと認めるときは、市長は当該保管自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

２　第14条第２項の規定による告示の日から起算して６月を経過してもなお保管自転車等（前項の規定により売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該保管自転車等の所有権は市に帰属する。

（費用の徴収）

第18条　市長は、保管自転車等の利用者等から保管自転車等の撤去、保管等に要した費用を徴収することができる。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、これを減額又は免除することができる。

２　前項の規定により徴収する費用の額は、次のとおりとする。

(1)　自転車　１台につき　1,000円

(2)　原動機付自転車　１台につき　2,000円

（自転車等駐車対策協議会）

第19条　自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第８条第１項の規定に基づき、伊勢市自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

２　協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　第８条第２項（第９条第２項において準用する場合を含む。）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(2)　市長の諮問に応じ、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議すること。

(3)　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

３　協議会は、委員15人以内で組織する。

４　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　公共的団体等の代表者

(3)　道路管理者、三重県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者

(4)　その他市長が必要と認める者

５　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

６　委員は、再任されることができる。

７　協議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の機関その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（委任）

第20条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第８条、第19条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（平成26年規則第17号で平成26年７月１日から施行）

（伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年伊勢市条例第36号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成29年３月31日条例第６号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

○伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例施行規則

平成26年６月11日

規則第19号

（趣旨）

第１条　この規則は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例（平成25年伊勢市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（自転車等駐車場において移動の対象となる期間）

第３条　条例第２条第７号の規則で定める期間は、７日間とする。

（自転車等放置禁止区域標識の設置）

第４条　市長は、条例第８条第１項の規定により自転車等放置禁止区域（以下「禁止区域」という。）を指定したときは、当該禁止区域内に自転車等放置禁止区域標識（様式第１号）を設置するものとする。

（自転車等放置禁止区域の指定等の告示）

第５条　条例第８条第３項の規定による告示は、禁止区域の範囲等を明らかにして行うものとする。

２　前項の告示の期間は、14日間とする。

（禁止区域における放置自転車に対する措置）

第６条　条例第11条第１項の規定による命令は、自転車等に警告書（様式第２号）を取り付けることにより行うものとする。

（禁止区域外における放置自転車に対する措置）

第７条　条例第12条第１項の規定による指導は、自転車等に注意書（様式第３号）を取り付けることにより行うものとする。

２　条例第12条第２項の規則で定める期間は、前項の注意書を取り付けた日から起算して７日間とする。

第８条　条例第13条第１項の規定による指導は、自転車等に注意書（様式第４号）を取り付けることにより行うものとする。

２　条例第13条第２項の規則で定める期間は、前項の注意書を取り付けた日から起算して７日間とする。

（保管台帳の作成）

第９条　市長は、条例第14条第１項の規定により保管した自転車等（以下「保管自転車等」という。）を適正に管理するため、自転車等保管台帳（様式第５号）を作成するものとする。

（保管した場合の告示事項）

第10条　条例第14条第２項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　保管自転車等の種類

(2)　自転車等を撤去した日時

(3)　保管自転車等が放置されていた場所

(4)　保管期間

(5)　保管期間経過後の措置

(6)　連絡先

（保管した場合の告示の期間）

第11条　条例第14条第２項の規定による告示の期間は、14日間とする。

（返還の措置）

第12条　条例第15条第２項の規定による通知は、引取通知書（様式第６号）により行うものとする。

（返還の手続）

第13条　保管自転車等の利用者等は、当該自転車等の返還を受けようとするときは、保管自転車等返還申請書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。この場合において、利用者等は、当該自転車等の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。

（保管期間）

第14条　条例第17条第１項の規則で定める期間は、60日間とする。

（撤去、保管等に要する費用の減免）

第15条　条例第18条第１項ただし書に規定する市長が特別の理由があると認めるときは、次の各号に定めるときとする。

(1)　撤去の日前に警察署長に当該保管自転車等の盗難に係る被害届が提出されているとき。

(2)　前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。

２　条例第18条第１項ただし書の規定による費用の減額又は免除を受けようとする者は、撤去・保管等費用減免申請書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

（令２規則48・一部改正）

（補則）

第16条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成26年７月１日から施行する。

附　則（令和２年９月14日規則第48号）

（施行期日）

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の第15条第１項第１号の規定は、この規則の施行の日以後に撤去された保管自転車等に係る撤去、保管等に要した費用について適用し、同日前に撤去された保管自転車等に係る撤去、保管等に要した費用については、なお従前の例による。

附　則（令和３年８月31日規則第46号）

（施行期日）

１　この規則は、令和３年９月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則に定める様式によるものとみなす。

３　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和６年11月29日規則第56号）

（施行期日）

１　この規則は、令和６年12月２日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則に定める様式によるものとみなす。

３　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第１号（第４条関係）



備考

地を白色、文字を黒色、記号の枠及び斜めの帯並びに縁線を赤色、記号中の地を青色、記号中の自転車及び原動機付自転車を白色、市章中Ｓの部分を緑色、市章中Ｓ以外の部分を青色とする。

様式第２号（第６条関係）

警告書

この自転車等は、自転車等放置禁止区域に放置されていますので、直ちに移動してください。

このまま放置すると、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例の規定により撤去します。

年　　月　　日

伊勢市

放置されていた場所

種　　類　□自転車　□原動機付自転車

警告日時　　年　　月　　日　午前・午後　　時　　分

※ 自転車等の移動後、この警告書を取り外してください。

※ 取り外した警告書を路上等に捨てないでください。

様式第３号（第７条関係）

注意書

この自転車等は、公共の場所に放置されていますので、直ちに移動してください。
このまま７日間以上放置すると、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例の規定により撤去します。

年　　月　　日
伊勢市

放置されていた場所

種　　類　□自転車　□原動機付自転車

注意日時　　年　　月　　日　午前・午後　　時　　分

※ 自転車等の移動後、この注意書を取り外してください。
※ 取り外した注意書を路上等に捨てないでください。

様式第４号（第８条関係）

注意書

この自転車等は、駐輪場の管理に支障がありますので、直ちに移動してください。

このまま７日間以上放置すると、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例の規定により撤去します。

年　　月　　日

伊勢市

放置されていた駐輪場　　駐輪場

種類　□自転車　□原動機付自転車

注意日時　　年　　月　　日　　午前／午後　　時　　分

※ この自転車等を使用する場合は、この注意書を取り外してください。

※ 取り外した注意書を駐輪場内等に捨てないでください。

様式第５号（第９条関係）

自転車等保管台帳

撤去年月日		年　月　日		整理番号	
放置されていた場所					
自転車等の特徴	種類・形状	自転車			原付
	色			タイヤサイズ	
	メーカー			車名	
	車体記名等	住所			
		氏名		電話番号　－　－	
	防犯登録番号			標識番号	
	車体番号			その他の登録	
	状態	良好・普通・不良・機能喪失		パンク	前輪・後輪
	装備	籠	前・後・横	ライト・スタンド・鍵・ミラー・荷台	
	その他の特徴				
照会調査	警察照会	年　月　日		警察回答	年　月　日
	盗難届	有・無	届出日	その他の調査	
	住所	〒　－			
	氏名			電話番号　－　－	
返還事務	引取通知	□発送前返還	□通知発送	年　月　日	返送
	返還日	年　月　日		盗難品（警察引渡）	該当・非該当
	受取人	〒　－　住所			
		氏名		電話番号　－　－	
	確認方法	引取通知書・運転免許証・個人番号カード・学生証・鍵・その他（　）			
	費用徴収	1,000円・2,000円・減額　円・免除（理由　）			
処分	処分方法	公売（　円）・廃棄・その他（　）			
	処分日	年　月　日		処分先	
備考					

様式第６号（第12条関係）

引取通知書

年　　月　　日

様

伊勢市長　　印

あなたの自転車等を伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例の規定により撤去し、保管していますので、引き取りに来てください。
なお、下記の保管期限を過ぎても引き取りのない場合は、本市において処分します。

記

１　整 理 番 号

２　撤 去 し た 日　　年　　月　　日

３　放置されていた場所

４　撤去した自転車等の種類
□自転車　□原動機付自転車

５　保 管 期 限　　年　　月　　日

６　引渡し場所等
伊勢市
※　引渡し場所に担当者が常駐しておりませんので、電話番号　　－　　－　　まで、引取日時を御連絡の上、お越しください。
なお、引渡し可能な日時は、月曜日から金曜日まで（祝日及び12月29日から翌年１月３日までを除く。）の　　時　　分から　　時　　分までとなっています。

７　お持ちいただくもの
この通知書、当該自転車等の鍵、撤去等に要した費用（　　円）及び本人確認ができるもの（運転免許証、個人番号カード、学生証等）

様式第７号（第13条関係）

保管自転車等返還申請書

年　　月　　日

（宛先）伊勢市長

申請者　住所

氏名　　電話番号　　－　　－

所有者との関係　本人・家族・その他（　　）

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例施行規則第13条の規定により下記の自転車等の返還を申請します。

整理番号		（引取通知書をお持ちの方は、記入してください。）		
所有者		（申請者が所有者本人の場合は、記入不要） 住所 氏名　　電話番号　　（　　）		
種類 （〇で囲む。）		自転車　・　原動機付自転車		
自転車等の特徴	メーカー		色	
	形状		荷籠 （〇で囲む。）	あり（前・後・横） なし
	防犯登録番号又は標識番号		使用度 （〇で囲む。）	新・中・古
	住所氏名の表示	なし　あり（　　）		
	保管場所 日時	年　　月　　日		
	その他の特徴	（学校名のステッカー等）		

引取書

上記の自転車等を引き取りました。

年　　月　　日

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

市記入欄（申請者は、記入しないでください。）

本人確認方法	運転免許証　・　個人番号カード　・　学生証 その他（　　）
所有確認方法	自転車等の鍵・引取通知書・その他（　　）
保管等費用	徴収（1,000円・2,000円）・減額　　円・免除
返還日時	年　　月　　日　午前・午後　　時　　分
返還担当者	

様式第８号（第15条関係）

撤去・保管等費用減免申請書

年　　月　　日

（宛先）伊勢市長

申請者　住所

氏名　　電話番号　　－　　－

所有者との関係　本人・家族・その他（　　）

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例施行規則第15条の規定により、下記のとおり撤去、保管等費用の徴収の　減額／免除　を申請します。

記

撤去、保管等費用額	自転車1,000円/台　原動機付自転車2,000円/台		
減免申請額	円	整理番号	
減免を受けようとする理由			

様式第１号（第４条関係）

様式第２号（第６条関係）

様式第３号（第７条関係）

様式第４号（第８条関係）

様式第５号（第９条関係）

（令６規則56・一部改正）

様式第６号（第12条関係）

（令３規則46・令６規則56・一部改正）

様式第７号（第13条関係）

（令３規則46・令６規則56・一部改正）

様式第８号（第15条関係）

（令３規則46・一部改正）

○伊勢市自転車等駐車対策協議会規則

平成25年11月21日

規則第31号

（趣旨）

第１条　この規則は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例（平成25年伊勢市条例第19号）第20条の規定に基づき、伊勢市自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会長等）

第２条　協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第３条　協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

３　協議会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第４条　協議会の庶務は、都市整備部交通政策課において処理する。

（委任）

第５条　この規則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成29年３月31日規則第26号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成29年４月１日から施行する。

○自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

（昭和五十五年十一月二十五日）

（法律第八十七号）

第九十三回臨時国会

鈴木（善幸）内閣

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律をここに公布する。

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

（平五法九七・改称）

（目的）

第一条　この法律は、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し必要な措置を定め、もつて自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車等の利用者の利便の増進に資することを目的とする。

（平五法九七・一部改正）

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　自転車　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。

二　自転車等　自転車又は原動機付自転車（道路交通法第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車をいう。）をいう。

三　自転車等駐車場　一定の区画を限つて設置される自転車等の駐車のための施設をいう。

四　道路　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

五　道路管理者　道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

（平五法九七・一部改正）

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、第一条の目的を達成するため、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する全般的な施策が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。

（平五法九七・一部改正）

（良好な自転車交通網の形成）

第四条　道路管理者は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車道、自転車歩行者道等の整備に関する事業を推進するものとする。

２　都道府県公安委員会は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため、自転車の通行することのできる路側帯、自転車専用車両通行帯及び自転車横断帯の設置等の交通規制を適切に実施するものとする。

３　道路管理者、都道府県警察等は、自転車交通網の形成と併せて適正な道路利用の促進を図るため、相互に協力して、自転車の通行する道路における放置物件の排除等に努めるものとする。

（自転車等の駐車対策の総合的推進）

第五条　地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転

車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。

2　鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における前項の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるように、地方公共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道路管理者から同項の自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設置する場合は、この限りでない。

3　官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、周辺の土地利用状況を勘案し、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。

4　地方公共団体は、商業地域、近隣商業地域その他自転車等の駐車需要の著しい地域内で条例で定める区域内において百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築し、又は増築しようとする者に対し、条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車場を設置しなければならない旨を定めることができる。

5　都道府県公安委員会は、自転車等駐車場の整備と相まつて、歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。

6　地方公共団体、道路管理者、都道府県警察、鉄道事業者等は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、必要があ

ると認めるときは、法令の規定に基づき、相互に協力して、道路に駐車中の自転車等の整理、放置自転車等（自転車等駐車場以外の場所に置かれている自転車等であつて、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあるものをいう。以下同じ。）の撤去等に努めるものとする。

（平五法九七・一部改正）

第六条　市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合において条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

２　市町村長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、条例で定めるところによりその旨を公示しなければならない。この場合において、市町村長は、当該自転車等を利用者に返還するため必要な措置を講ずるように努めるものとする。

３　市町村長は、第一項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、条例で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市町村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

４　第二項前段の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した自転車等（前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する。

5　第一項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第三項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができる。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めたときは、その定めた額とする。

6　都道府県警察は、市町村から、第一項の条例で定めるところにより撤去した自転車等に関する資料の提供を求められたときは、速やかに協力するものとする。

（平五法九七・追加）

（総合計画）

第七条　市町村は、第五条第一項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めることができる。

2　総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合計画の対象とする区域

二　総合計画の目標及び期間

三　自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その整備に関する事業の概要

四　第五条第二項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者（以下「設置協力鉄道事業者」という。）の講ずる措置

五　放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針

六　自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項

七　自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項

3　総合計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4　市町村は、総合計画を定めるに当たつては、第二項第三号に掲げる事項のうち主要な自転車等駐車場の整備に関する事業の概要については当該自転車等駐車場の設置主体となる者（第五条第四項の規定に基づく条例で定めるところにより自転車等駐車場の設置主体となる者を除く。）と、第二項第四号に掲げる事項については当該事項に係る設置協力鉄道事業者となる者と協議しなければならない。

5　市町村は、総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　前各項の規定は、総合計画の変更について準用する。

7　総合計画において第二項第三号の主要な自転車等駐車場の設置主体となつた者及び同項第四号の設置協力鉄道事業者となつた者は、総合計画に従つて必要な措置を講じなければならない。

（平五法九七・追加）

（自転車等駐車対策協議会）

第八条　市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

2　協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市町村長に意見を述べることができる。

3　協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する。

4　前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市町村の条例で定める。

（平五法九七・追加）

（自転車等駐車場の構造及び設備の基準）

第九条　一般公共の用に供される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、周辺の土地利用状況及び自転車等の駐車需要に適切に対応したものでなければならない。

２　国は、前項の自転車等駐車場の安全性を確保するため、その構造及び設備に関して必要な技術的指針を定めることができる。

（平五法九七・旧第六条繰下・一部改正）

（都市計画等における配慮）

第十条　道路、都市高速鉄道、駐車場その他駅前広場の整備に関連する都市施設に関する都市計画その他の都市環境の整備に関する計画は、当該地域における自転車等の利用状況を適切に配慮して定めなければならない。

（平五法九七・旧第七条繰下・一部改正）

（交通安全活動の推進）

第十一条　国及び地方公共団体は、関係機関及び関係団体の協力の下に、自転車の安全な利用の方法に関する交通安全教育の充実を図るとともに、自転車の利用者に対する交通安全思想の普及に努めるものとする。

（平五法九七・旧第八条繰下）

（自転車等の利用者の責務）

第十二条　自転車を利用する者は、道路交通法その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車の安全な利用に努めなければならない。

２　自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。

３　自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録（以下「防犯登録」という。）を受けなければならない。

（平五法九七・旧第九条繰下・一部改正）

（自転車の安全性の確保）

第十三条　国は、自転車について、その利用者等の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の基準を整備すること等により、その安全性を確保するための措置を講ずるものとする。

（平五法九七・旧第十条繰下）

（自転車製造業者等の責務）

第十四条　自転車の製造（組立を含む。以下同じ。）を業とする者は、その製造する自転車について、前条に定める基準の遵守その他の措置を講ずるとともに、欠陥による損害のてん補の円滑な実施に必要な措置を講ずる等安全性及び利便性の向上に努めなければならない。

２　自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たつては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。

３　国は、自転車の製造を業とする者及び自転車の小売を業とする者に対し、前二項の規定の施行に必要な指導及び助言その他の措置を講じなければならない。

（平五法九七・旧第十一条繰下）

（国の助成措置等）

第十五条　国は、予算の範囲内において、地方公共団体が都市計画事業として行う自転車等駐車場の設置に要する費用のうち、施設の整備に要する費用及び用地の取得に要する費用の一部を補助することができる。

2　国は、地方公共団体が一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

3　国は、前二項に定めるもののほか、地方公共団体が実施する自転車に係る道路交通環境の整備、交通安全活動の推進その他の自転車の安全利用に関する施策及び自転車等駐車場の整備に関する施策が円滑に実施されるよう助成その他必要な配慮をするものとする。

4　国及び地方公共団体は、民営自転車等駐車場事業の育成を図るため、当該事業を行う者で必要と認めるものに対し、資金のあつせんその他必要な措置を講ずるものとする。

5　国は、地方公共団体が設置する一般公共の用に供される自転車等駐車場の用に供するため必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）及び道路法で定めるところにより、普通財産を無償で貸し付け、又は譲与することができる。

（平五法九七・旧第十二条繰下・一部改正）

附　則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和五六年政令第一四九号で昭和五六年五月二〇日から施行）

附　則　（平成五年一二月二二日法律第九七号）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成六年政令第一四八号で平成六年六月二〇日から施行）

2　改正後の第十二条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に新たに利用する自転車について適用し、この法律の施行の日前から利用している自転車については、なお従前の例による。

3　国家公安委員会規則で定める種類の自転車及び都道府県公安委員会の指定する市町村の区域以外の地域において利用する自転車に係る防犯登録については、改正後の第十二条第三項の規定にかかわらず、改正前の第九条第三項の規定の例による。